

平成29年度早期退職者募集実施要項

1 趣旨

この要項は、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図るため、早期退職希望者の募集（富山県職員等退職手当支給条例（昭和37年富山県条例第52号）第9条の3第1項第1号）に関し、必要な事項を定める。

2 募集の対象

平成30年3月31日現在で45歳以上の警察職員のうち、次の(1)～(4)に該当しないもの

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成30年3月31日の定年退職予定の者
- (4) 募集開始日において懲戒処分を受けている者又は募集の期間内に懲戒処分を受けた者

3 募集の期間

平成29年5月1日(月)午前8時30分から平成29年7月31日(月)午後5時15分まで

4 退職すべき期日

平成30年3月31日(土)

ただし、特段の事由があると認められる場合には、この限りではない。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、最小限必要な範囲内で当該期日を延期することがある。

5 応募の手続

- (1) 応募しようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、所属長に提出するものとする。
- (2) 所属長は、前項の規定により応募申請書の提出があった場合には、その都度速やかに警察本部長（警務課人事係経由）に提出するものとする。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げの場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を提出すること。
- (4) 11月末日までに認定又は不認定の通知書を交付する。

6 退職手当の特例措置

勤続20年以上の職員に限り、退職手当について、定年と退職の日における年齢と

の差に相当する年数 1 年につき 3 %を割増し（退職時59歳に限り 2 %割増し）

【退職時年齢の割増率】

年齢	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳	50歳	51歳	52歳	53歳
割増率	45%	42%	39%	36%	33%	30%	27%	24%	21%

年齢	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
割増率	18%	15%	12%	9 %	6 %	2 %

7 認定の取消し

認定を受けた応募者が富山県職員等退職手当支給条例第 9 条の 3 第 8 項に該当するときは、認定は、その効力を失う。

早期退職希望者の募集に係る応募申請書

（任命権者） 平成29年 月 日
富山県警察本部長 白 井 利 明 殿
応募申請者 ㊞

私は、富山県職員等退職手当支給条例第9条の3第3項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募をします。

1 応募をする早期退職希望者の募集について	
募集の期間	平成29年5月1日から 平成29年7月31日まで
退職すべき期日 又は期間	平成30年3月31日
備考	

（注）「募集の期間」及び「退職すべき期日又は期間」は、「募集実施要項」に記載されている期日・期間を記入すること。

2 応募申請者について			
ふりがな 氏名		所属	
		職名	
級号給	給料表〔 〕	級	号給
生年月日	年 月 日	年齢	歳

（注）平成29年4月1日現在で記入すること。

※任命権者記載欄

受理年月日	年 月 日	受理番号	
-------	-------	------	--

早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書

(任命権者)

平成29年 月 日

富山県警察本部長 白井利明 殿

取下げ申請者

㊞

私は、富山県職員等退職手当支給条例第9条の3第3項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請をする早期退職希望者の募集について			
募集の期間	平成29年5月1日から 平成29年7月31日まで		
退職すべき期日 又は期間	平成30年3月31日		
2 取下げ申請者について			
ふりがな 氏名		所属	
		職名	
3 認定について			
認定通知書に記載された 認定年月日	年 月 日		
退職すべき期日又は期間			

(注) 3欄は、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。また、このうち「退職すべき期日又は期間」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合はその期日を、それ以外の場合は退職すべき期間を記入すること。

※任命権者記載欄

受理年月日	年 月 日
応募申請書の受理番号	